

「全世代型社会保障構築会議の開催について」の一部改正について

〔 令和6年11月8日
全世代型社会保障構築本部決定 〕

全世代型社会保障構築会議の開催について（令和4年1月28日全世代型社会保障構築本部決定）の一部を次のように改正する。

別紙1及び別紙2中、「田辺国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長」を「田邊國昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授」に改める。

全世代型社会保障構築会議の開催について

令和4年1月28日
全世代型社会保障構築本部決定
令和4年9月7日
一部改正
令和4年11月24日
一部改正
令和5年4月7日
一部改正
令和5年9月27日
一部改正
令和6年11月8日
一部改正

1. 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、別紙1に掲げる者により構成し、全世代型社会保障改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 会議座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 公的価格評価検討委員会

- (1) 会議の下に、公的価格の在り方を検討するため、公的価格評価検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することとし、その構成員は別紙2に掲げる者とする。
- (2) 委員会座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. その他

- (1) 会議及び委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- (2) 前各項に定めるもののほか、会議及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会議座長及び委員会座長が定める。

附 則

1. この決定は、令和4年1月28日から実施する。
2. 「「全世代型社会保障構築会議の開催について」の廃止について」（令和4年1月27日内閣総理大臣決裁）による廃止前の同会議において検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

附 則

この決定は、令和4年9月7日から実施する。

附 則

この決定は、令和4年11月24日から実施する。

附 則

この決定は、令和5年4月7日から実施する。

附 則

この決定は、令和5年9月27日から実施する。

附 則

この決定は、令和6年11月8日から実施する。

(別紙1)

座長	清家 篤	日本赤十字社社長/慶應義塾学事顧問
座長代理	増田 寛也	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
構成員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	落合 陽一	メディアアーティスト
	笠木 映里	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	香取 照幸	一般社団法人未来研究所臥龍代表理事/ 兵庫県立大学大学院社会科学特任教授
	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
	熊谷 亮丸	株式会社大和総研副理事長
	権 丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
	國土 典宏	国立国際医療研究センター理事長
	高久 玲音	一橋大学大学院経済学研究科准教授
	武田 洋子	株式会社三菱総合研究所 執行役員(兼) 研究理事 シンクタンク部門長
	田邊 國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤 IGPI グループ会長/ 株式会社日本共創プラットフォーム (JPiX) 代表取締役社長
	沼尾 波子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
	水島 郁子	大阪大学理事・副学長
	横山 泉	一橋大学大学院経済学研究科教授

(五十音順)

(別紙2)

座長	増田寛也	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
座長代理	武田洋子	株式会社三菱総合研究所 執行役員(兼)研究理事 シンクタンク部門長
構成員	秋田喜代美	学習院大学文学部教授
	菊池馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
	権丈善一	慶應義塾大学商学部教授
	田邊國昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(五十音順)